

# 重要事項説明書

放課後等デイサービス WISE

## 重要事項証明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、文書により説明を行うものです。

施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1. 事業者の概要

名称	W I S E
所在地	大分県大分市乙津町11-4
代表者氏名	中西 恵理子
電話番号	097-507-4731
FAX 番号	097-507-0333
設立年月日	令和7年12月1日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	W I S E
事業所の所在地	大分市乙津町11-4
電話番号	097-507-4731
FAX 番号	097-507-0333
管理者	三浦 裕二
児童発達支援管理責任者	三浦 裕二
目的	合同会社P e a c h G a r d e n（以下「事業者」という）が開設する放課後等デイサービス事業所W I S E（以下「事業所」という）が行う放課後等デイサービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	① 事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、該当障害児の心身及び精神状況並

	<p>びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>② 事業の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努める。</p> <p>③ 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な関連に努めるものとする。</p> <p>④ 前三項の他、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第68号）に定める内容の他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
開設年月日	令和7年12月1日
利用定員	10名

### 3. 事業所の設備等の概要

#### (1) 建物の概要

構造	軽量鉄骨
延床面積	120.75 m <sup>2</sup>

#### (2) 指定訓練室

居室の種類	室数	面積	設備等
指導訓練室	1室	60.75 m <sup>2</sup>	エアコン・流し台・テーブル1台・机2台 椅子10脚・ソファ1台・座卓テーブル2台

#### (3) 指導訓練室以外の設備

居室の種類	室数	面積	設備等
静養室	1室	3.55 m <sup>2</sup>	カウンター1台・ソファ1台
相談室	1室	5.00 m <sup>2</sup>	机1台・椅子4脚
事務室	1室	55 m <sup>2</sup>	事務机5台・椅子5脚・保管庫1台 PC3台・複合機プリンター1台・冷蔵庫1台 流し台・他
トイレ	1室	2 m <sup>2</sup>	洗面所

#### 4. 職員の配置状況

##### (1) 職員の配置

職種	業務内容
管理者	常勤兼務 1 名 管理者は、従業員の管理、放課後等デイサービスの申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤兼務 1 名 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及びその保護者並びにその家族に対しその内容等について説明を行います。また、他の従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行います。
児童指導員・保育士	常勤専従 4 名・非常勤 0 名 個別支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等お粉します。また保護者には適切なアドバイス助言を行います。
指導員	常勤専従 1 名・非常勤 0 名 個別支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行います。また保護者には適切なアドバイス助言を行います。

##### (2) 職員の勤務体制

職種	業務内容
管理者	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
児童発達支援管理責任者	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
児童指導員・保育士	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
指導員	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

※ 職員の配置については、厚生労働省並びに大分市の指定基準を尊寿しています。

但し、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

#### 5. 通常の事業の実施地域

大分市を主体とする。

## 6. 営業時間とサービス提供時間

営業日及び営業時間	月～金曜日は9：00～18：00とする。 土・日・祝・学校の長期休日は9：00～18：00とする。 お盆（8月13日～15日）と年末年始（12月29日～1日3日）は閉所とする。
サービス提供日及びサービス提供時間	月・火・水・木・金曜日は13：00～17：00とする。 土・日・祝・学校の長期休暇は10：00～16：00とする。 （但し個別に学校休暇が他と異なる場合等は11：00～17：00とする場合がある） ※夏季（8月13日～15日）と年末年始（12月29日～1月3日）また臨時で閉所を通知することがある。

## 7. サービスの内容

### （1）個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行います。

### （2）集団療育

療育目標を設定した集団プログラムに沿った集団指導を行います。

### （3）関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関との連携を図ります。

### （4）健康状態の確認

健康状態を観察、体調不良時には家族や医療機関と連携し、健康面の支援を行います。

### （5）送迎サービス

送迎を必要とする児童には、必要な送迎サービスを行います。

### （6）相談及び助言

必要によって、相談及び助言を行います。

## 8. 利用料金

### （1）利用料金

大分市の法令に準拠します。

ただし、上記の料金に加えおやつ代1回50円徴収します。また行事内容により保護者の承諾を得て必要経費をいただく事があります。

### （2）その他のサービス利用料金

#### ① 家庭連携加算（月4回まで）60単位～300単位

保護者に対して、利用児童の健全育成を図る観点から、放課後等デイサービス計画に基づき、保護者の了解を得て事前に日程調整をした上で職員が家庭を訪問し、利用児童や家族への相談支援等を行った場合に、下記の料金表によって所定単位を加算させていただきます。（尚、同日に通所し、放課後等デイサービス給付費が算定されている場合においては、同報酬の重複算定はされないものとします。）

② 利用者上限負担管理加算（150単位）

指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位を加算させていただきます。

③ 欠席時対応加算（94単位）

利用児童が利用を予定していた日の2日前までに、急病等によりその利用を中止した場合、家族等への連絡調整を行うとともに状況を記録し相談援助を行った場合に、1回につき所定単位を加算させていただきます。

④ 送迎加算（片道54単位）

各学校から事業所まで、また各家庭から事業所へ、事業所から各家庭へ送迎を行った際に、片道あたり所定単位を加算させていただきます。

⑤ 個別サポート加算（90単位）

受給者証に記載されている特に個別指導・サポートが必要な障害児に対し支援を行った際に加算させていただきます。

※月の基本料金につきましては合計単位数に10円を乗じた金額となります。

(3) その他、次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。

① おやつ代 1日当たり50円

② その他高騰する活動経費中で、当施設の予算を大きく超過するもの(レクレーション施設の使用料等)で、利用者様ご負担して頂く事が妥当と思われるものに対し、保護者の事前同意を得て徴収するものとします。

(4) 利用料金は、1ヶ月毎に計算して毎月15日を目安に請求しますので、翌月10日7までに以下の方法でお支払い下さい。現金支払い（送迎時職員へ手渡し）

9. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するに当たって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

10. 虐待防止について

事業者は、利用児童及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 三浦 裕二
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

#### 1 1. 緊急児の対応

放課後等デイサービスの提供中に利用児童の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) かかりつけ医療機関及び緊急連絡先

かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 察 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続柄：

## (2) 事業所の協力医療機関

協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。

但し、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
医療法人唱和会 明野中央病院	大分市明野東 2-7- 33	097-558-3211	内科・呼吸器科・整形 外科・形成外科・放射 線科・リハビリテーション科

### 1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災訓練	別途に定める消防計画書により、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・消火器 あり ・誘導灯 あり ※カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出をしています。 防火管理者：三浦 裕二

### 1 3. 利用児童及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示

給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

### 1 4. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を保持します。

また事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

### 1 5. 苦情申立先

受付窓口	担当者：三浦 裕二 受付日：毎日（休所日除く） 受付時間：開所時間 TEL：097-507-4731 携帯 080-5210-9544 ※担当者不在の場合、職員が代行致します。
大分市福祉事務所	所在地：大分市荷揚町2番31号 電話番号：097-534-6111
大分県社会福祉協議会	所在地：大分市大津町2丁目1番41号 電話番号：097-558-0300 FAX：097-558-1635

1 6. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用児童の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万日の事故に備えて、損害責任保健に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

保険会社名	東京海上日動パートナーズ九州
保険名	企業総合保険（財産補償条項）

私は、本書面に基づいて WISE の職員（職名：施設長 氏名：三浦 裕二）から重要事項の説明を受けたことを確認いたします。

<保護者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

児童氏名 \_\_\_\_\_

<事業所>

所在地 大分県大分市乙津町 1 1 - 4

Tel 097-507-4731 Fax 097-507-0333

名 称 放課後等デイサービス WISE

施設長 三浦 裕二 印